

薬 第 1 4 2 9 号  
平成 29 年 8 月 24 日

各 医療機関 施設管理者 様

石川県健康福祉部長  
( 公 印 省 略 )

危険ドラッグの使用によると疑われる健康被害事例に係る情報収集  
について (依頼)

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、平成 24 年 11 月より各医療機関にご協力を賜り、危険ドラッグによる健康被害事例の情報収集を進めてきました。また、平成 26 年 10 月に「薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、知事監視製品等の指定やインターネット監視をするなど、危険ドラッグ対策を推進してきました。しかしながら、危険ドラッグの販売方法は巧妙化しており、いまだ海外サーバーを經由してインターネット上で販売されるなど、憂慮すべき状況にあります。

各医療機関におかれましては、引き続き、危険ドラッグの使用による健康被害の発生などを発見した際には別紙様式を参考に薬事衛生課薬事・麻薬グループまでファックス又はメールにて、情報提供のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、収集した情報は、県内での健康被害発生状況の把握や、条例で規制する「知事監視製品」を指定する際の参考として用い、患者に対して直ちに法令違反などを問う目的ではないことを申し添えます。

また、下記の県ホームページに本依頼文及び報告様式を掲載していますのでご参照くださるようお願いいたします。

記

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>

( 事 務 担 当 )  
薬 事 衛 生 課  
薬 事 ・ 麻 薬 グ ル ー プ  
T e l : 0 7 6 ( 2 2 5 ) 1 4 4 2  
F a x : 0 7 6 ( 2 2 5 ) 1 4 4 4  
E - m a i l : m a y a k u @ p r e f . i s h i  
k a w a . l g . j p